平成29年9月28日

都市計画コンサルタント優良業務登録事業

運営委員会委員長 久保田尚

都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob事業）

29年度 第２次受付 のお知らせ

　都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob事業）は本年度から本格実施を開始し、4月〜7月に評価受付を実施しました。本格実施初動期でありますので、本事業の一層の普及を図るため、事業要項第6条1）の規定（評価依頼は契約期間終了月の翌月から4ヶ月以内に行う）の特例として、下記の要領で第２次の評価受付を行います。

　該当する受注業務を実施されたコンサルタントの皆さんの積極的なご参加をお待ちしています。

　受注業務の評価を依頼される方は、ejob事業要項の様式１に必要事項記載し別紙の依頼書とともに電子メールにて当委員会事務局（ejob@tokeikyou.or.jp）宛お送り下さい。評価依頼に必要な様式等は、<http://www.tokeikyou.or.jp/touroku.html> から入手できます。

記

1. 登録対象業務

ejob事業要項第４条「登録対象業務」に記載の業務で、平成27年度及び28年度に完了した業務（いずれも契約期間終了後4ヶ月を超えるため、協力自治体には予めその旨お知らせしておりますが、評価頂けない場合もありえますので、この旨お含み下さい。）

1. 受付期間

|  |  |
| --- | --- |
| 協力自治体(注)からの発注業務 | 平成29年10月2日から同11月30日まで |
| 上記以外の自治体からの発注業務 | 同11月30日以降であっても、当該自治体が協力表明されて後、二ヶ月間は受付けます。 |

(注)：「協力自治体」とは、下記ホームページ 中の「事業にご協力いただいている自治体」欄に記載の自治体です。同欄は5月中旬まで工事中ですので、それ以前に評価依頼をご希望の方は、事務局（ejob@tokeikyou.or.jp）にお問合せ下さい。

＜<http://www.tokeikyou.or.jp/touroku.html>＞

1. 登録料　　　登録業務（自治体評価で☆印が付いた業務）１業務当り5,000円別紙

都市計画コンサルタント優良業務登録事業

試行評価依頼書

平成　 年　月　日

優良業務登録事業運営委員会　殿

　都市計画コンサルタント優良業務登録事業要項に基づき、下記の業務について評価を依頼いたします。なお、評価自治体に対して評価結果に関する情報開示請求があった場合には、当該自治体の法令等に則って処理していただいて構いません。

①業務名：

②受注年度：

③発注自治体（担当課）：

（複数案件を同時に依頼する場合は、上記①〜③を案件ごとに記載）

【申込者】

会社名

代表者氏名

所在地　〒

（連絡先）

担当課　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

連絡先　TEL　　　　　　　　　　　　　　　　FAX

メールアドレス